

防犯と事故防止

～地域の安心安全力を高めよう～

防犯や交通安全の知識を高めよう

本市の犯罪認知件数は減少傾向にあるものの、声かけやつきまといなどの事案は増加しています。また、高齢者が犠牲となる交通死亡事故が増加しています。防犯や交通安全の知識を高めましょう。

■防犯教室・交通安全教室

市民の防犯と交通安全の知識、技能の普及、意識の高揚を図るため、安心安全教育指導員による防犯教室と交通安全教室を行っています。

◇対象 幼稚園、保育園、小学校、老人クラブなど

■安心安全研修会

地域などの団体が実施する防犯や防災、交通安全に関する研修会などに指導員を派遣します。

■安心安全アカデミー

地域の自主的な防犯・事故防止、防災などの活動を推進するリーダーを育成します。

◇コース ①防犯・事故防止、②防災(同時に両コース受講可) ※受講者の募集は「市民のひろば」でお知らせします。

■交通安全啓発ビデオの無料貸出し

地域の集いや各種会合等でご利用ください。

【安心安全課 216-1209】

防犯の情報をメールで入手しよう

■県警あんしんメール

変質者や不審者の出没情報、犯罪発生情報などをメールで配信(登録無料)

◇配信申し込み kp110@123123.tv に空メールを送信

■ABC消費者情報ネットかごしま

悪質商法の被害情報や消費生活に関するお知らせをメールで配信(登録無料)

◇配信申し込み abcnet@mail.city.kagoshima.lg.jp に空メールを送信



振り込み詐欺などに注意

◇携帯電話のメールやハガキなどで、アダルトサイトの利用料や裁判の取り下げ手数料など身に覚えのない請求があったときは、絶対に相手方に連絡しないようにしてください

◇不審に思ったら、支払う前に市消費生活センター252-1919か最寄りの警察署・交番へご相談ください

安心安全なまちづくりに向けた取り組みを支援します

(補助の詳細内容は安心安全課216-1209へ)

■地域安心安全ネットワーク会議への支援

地域の安心安全に関する活動を行う団体間の連携や情報共有を図る「地域安心安全ネットワーク会議」の設置運営や、夜間の暗がりチェックや交通危険箇所の環境診断など、安心安全なまちづくりに関する調査研究への補助

■防犯パトロールを行う町内会・団体の支援

一定の要件を満たす団体や青パト隊を支援

◇防犯パトロール隊へのパトロール用品の支給

◇青パト導入への青パト用品の支給

◇青パト活動への活動費補助(25年度まで)

一定の要件を満たす青パト1台ごとに燃料費など活動費の一部を補助

■町内会などで設置する防犯灯への補助

防犯灯の設置費用の一部と電気料金を補助

■町内会などの境界路に特設防犯灯を設置

町内会と町内会の境界にある道路など、設置要件を満たす場所に、町内会などの申請で市が防犯灯を設置(維持管理は町内会が実施)



青パトによる下校時の防犯活動

お寄せください

地下壕(防空壕など)の情報

◇本市では、これまで地下壕の状況調査、壕口封鎖や注意喚起看板の設置などを行い、安全対策を進めています

◇近くに子どもたちの遊び場になっているような危険な地下壕があれば安心安全課へ連絡を



封鎖した地下壕

【安心安全課 216-1209】

安心安全まちづくりアドバイザーを設置しました

◇本市が安心安全なまちづくりを進めていくための新たな取り組みや、市民への啓発などに関する専門的指導、警察本部刑事部長(高崎 進さん)をアドバイザーとして設置しました



高崎 進さん(元鹿児島県警察本部刑事部長)

【安心安全課 216-1209】



防災対策

～日ごろから万が一に備えよう～

災害に備える

■災害に備えた訓練

本市では、毎年1月に桜島の大爆発と地震による災害発生を想定した桜島火山爆発総合防災訓練を実施しています。また自主防災組織が行う避難訓練などへの支援も行っています。



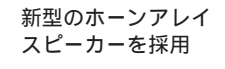
■総合治水の取り組み

本市は、平成5年の8・6豪雨災害を教訓に、県の甲突川や新川などの河川改修に併せ、低地区の浸水被害の軽減を図るため、排水施設の整備などの総合治水対策を行っています。公共下水道の整備、学校・公園などへの雨水貯留施設の設置など、災害に強いまちづくりに向けて着実に取り組みを進めています。また、個人が設置する雨水貯留・浸透施設への補助も行っています。

■今年度の新たな取り組み

今年度から26年度までにデジタル防災行政無線を全市域で一体的に整備します。

また、新たに大規模災害発生時に備えて、避難所などに食料や生活必需品の備蓄を行います。



新型のホーンアレイスピーカーを採用

災害にあう前に 防災への取り組みを支援します

■雨水貯留・浸透施設

◇個人住宅に設置する人にに対し、市が認められた経費の3分の2を補助します

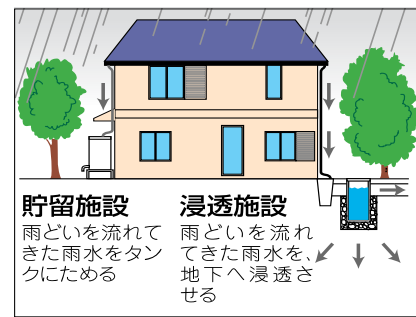
◇設置前に申請が必要

■水性土のうの配布

◇水に浸すと膨らみ、応急的な浸水防止に使用できます。また乾燥時は軽く、高齢者でも設置しやすくなっています

◇町内会単位で申し込んでください

【河川港湾課 216-1412】



貯留施設 雨どいを流れてきた雨水をタンクにためる

浸透施設 雨どいを流れてきた雨水を、地下へ浸透させる

■がけ地近接等危険住宅移転事業

◇対象 がけ地崩壊などの恐れがある危険な箇所にある住宅を安全な場所に移転を行う人

◇補助額 危険住宅の撤去費用と新たな住宅の建設・購入のため金融機関から融資を受けた利子相当額(限度額あり)

【建築指導課 216-1358】

みんなでつくる 災害に強いまち

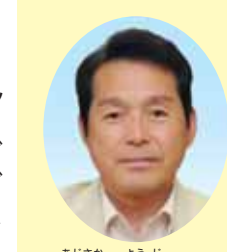
あなたの地域でも 結成しませんか

自主防災組織

自主防災組織は、町内会組織などを利用して結成できます(今年4月1日現在455団体)。災害が発生したときに頼りになるのはご近所の皆さんです。万が一に備えて、日ごろから訓練などを実施して災害に備えましょう。

また本市では自主防災組織に対して、資機材の購入補助や活動への助成を行っています。

【危機管理課 216-1213】



高崎 庸治さん(地域安心安全推進指導員)

災害に強い地域社会を目指して

○現在、市内の約7割の町内会で自主防災組織が結成されています。私は指導員として、まだ結成されていない地域を回って組織の必要性を説明し、結成を助めています。

○平成5年の8・6水害のときにロープ1つで助かったという事例があるように、地域に防災資機材が備えられていることがいざというときの避難や救助活動に役立ちます。

○また、自主防災組織や校区での防災訓練などを通じて、一人ひとりが災害から生き抜くための知恵と力を身につけることや、地域の連携を深めることも大切です。

○地域の皆さんが一つになって、災害に強い地域社会づくりに取り組みましょう。

お申し込みください

安心安全協力事業所

犯罪や事故、自然災害の未然防止、災害発生時の救援活動において人材や資機材を可能な範囲で協力していただく事業所を「安心安全協力事業所」として登録しています。

◇対象 市内に事業所・店舗・工場などを持つ事業者(NPO、ボランティア団体を含む)

◇経費 原則として無償(市からの協力要請のときは有償のときあり)

■登録方法

安心安全課にある申請書(市ホームページからダウンロード可)を直接か郵送、ファクスで〒892-8677 山下町11-1 安心安全課216-1209 FAX226-0748へ



人命を救い、ライフラインを確保する

市立病院は、災害時に発生した重篤な救急患者の救命医療を行う基幹災害医療センターに指定され、災害時の医療で重要な役割を果たします。

また、消防局では、資機材の整備や救出・救護訓練を常時行っています。

水道局では水道応急・維持管理センターを拠点に、災害時の応急給水や応急復旧活動を行います。また、災害時の断水に備え、応急給水拠点を57カ所設置しています。(市ホームページや「わが家の安心安全ガイドブック」で確認できます。)



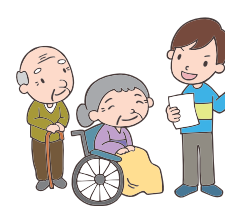
要援護者を地域で守ろう

◇本市では、災害時やそのおそれがあるときに、重度の障害者や一人暮らしの高齢者などが地域の支援を受けて、円滑に避難できるように、支援体制の整備に取り組んでいます。

◇事前に支援を希望する人と避難支援者を登録しています。登録された要援護者7385人のうち、まだ支援者が決まっていない要援護者は4176人(今年3月31日現在)です。

◇地域の要援護者の避難を支援して下さる人や事業所を随時募集しています。避難支援者はボランティアで要援護者の避難誘導などの支援を行うもので責任を伴うものではありません

◇申し込みなど詳しくは危機管理課216-1213へ



ご利用ください

「わが家の安心安全ガイドブック&防災マップ」

◇防災に関する情報を災害の種類ごとに掲載したガイドブックを全世帯にお配りしています。地域の環境に応じた防災対策を日ごろから考えましょう

◇また、防災マップでは、災害危険区域や避難所などの情報を知ることができます。災害に備えて、身近にある安全な場所や避難するときに通る道路を事前に歩いて確認してみましょう



風水害

◇本市は、大雨による土砂災害や水害が起きやすい地域です

◇梅雨や台風に向けて、自宅の安全確認や家庭の防災対策に取り組みましょう

自宅のチェックポイント

- 瓦のひび、割れ、ずれ、はがれがないか
- ブロック塀にひび割れや破損箇所がないか
- 窓ガラスにひび割れやがたつき、緩みはないか
- 壁に亀裂や傷みはないか
- 雨どいに降灰、落ち葉、土砂がたまっていないか

◇強い雨が降り続くときには、テレビ、ラジオ、インターネットなどで雨量、河川の水位、大雨・洪水警報、土砂災害警戒情報などの情報を積極的に入手するとともに、がけや川べりになどに近づかないようにしましょう

◇危険を感じたら早めの避難を心掛け、状況に応じて行動しましょう

土砂災害の前兆現象



①斜面から水が噴き出す。小石がバラバラ落ちてくる ②地面にひび割れができる ③山鳴りがする

地震と津波

■もしも地震が起こったら

◇昨年3月11日に発生した東日本大震災では地震だけでなく、直後に沿岸部を襲った津波で、想定を超える甚大な被害が起きました

◇地震はいつ起こるか分かりません。地震や津波のことをよく知って、自分の安全を守りましょう

◇地震発生時の行動については「図」とおりです

図 地震発生時の行動マニュアル

■地震発生



机・テーブルの下に隠れるなど、まず身を守りましょう。

■発生後10分～

みんなで協力して、消火や救出・救援活動を行いましょう。



■発生～10分

揺れがおさまったら、火の始末やガスの元栓を閉めて、安全な場所に避難しましょう。またラジオなどで正しい情報を集めましょう。

◇津波は「津波注意報・警報」が出される前にやってくる場合があります。地震を感じたら、海岸から「より遠い」場所ではなく、「より高い」場所へ避難しましょう

◇津波は繰り返し押し寄せます。警報や注意報が解除されるまでは避難場所を離れないようにしましょう

ご協力ください 津波避難ビルの募集

津波発生時の迅速な避難を確保するため、堅固な中高層の建物などを緊急一時的に活用させていただける建物を「津波避難ビル」として指定しています。

◇要件

- ①新耐震基準(昭和56年施行)に適合していること
 - ②3階建以上で、かつRCまたはSRC造であること
 - ③昼夜問わず、避難者の受け入れが可能であること
- ◇ご協力いただけるビルの所有者などとあらかじめ、覚書を取り交わし、指定を行います
- ◇指定した施設には、津波避難ビルの標識を設置します
- ◇詳しくは危機管理課216-1213へ



標高表示板を設置しませんか

◇本市では、今年度、津波災害からの避難を円滑に進めるために有効な「標高表示板」の設置を行います

◇対象 標高の低い地域を中心に全市域

◇申し込み 町内会(自主防災組織)が設置希望場所を決めて、申請してください

◇詳しくは危機管理課216-1213へ

